

中期目標 新旧対照表

現 行	変 更 案	変 更 理 由
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 (略)</p> <p>3 その他の目標 (略)</p> <p>(6) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、出資の際に示された条件を踏まえつつ、企業との共同研究を着実に実施することにより、研究成果の事業化を促進する。その際、事業の透明性を確保するとともに適切な進捗管理を図り、社会に対する説明責任を果たすため、外部有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置などの体制整備等を図る。 <p>(略)</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 (略)</p> <p>3 その他の目標 (略)</p> <p>(6) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、出資の際に示された条件を踏まえつつ、企業との共同研究を着実に実施することにより、研究成果の事業化を促進する。その際、事業の透明性を確保するとともに適切な進捗管理を図り、社会に対する説明責任を果たすため、外部有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置などの体制整備等を図る。 <p><u>また、必要な体制を構築した上で、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資並びに人的及び技術的援助等の業務を行うことにより、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>○産業競争力強化法等の施行に伴い、国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に出資可能となったことを受けて、本学の産学共同実用化促進事業の推進を図るため</p>

中期計画 新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (略)</p> <p>3 その他の目標を達成するための措置 (略)</p> <p>(6) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、事業化に向けた産学共同の研究開発を推進する。 <p>研究開発の実施にあたっては、予め、事業の目的等を定めた事業計画を策定するとともに、学外有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置等により、外部からの専門的な視点を盛り込むなどの体制整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (略)</p> <p>3 その他の目標を達成するための措置 (略)</p> <p>(6) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、事業化に向けた産学共同の研究開発を推進する。 <p>研究開発の実施にあたっては、予め、事業の目的等を定めた事業計画を策定するとともに、学外有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置等により、外部からの専門的な視点を盛り込むなどの体制整備を図る。</p> <p><u>大学における教育研究活動の活性化を図るとともに、大学における技術に関する研究成果の事業化を図るため、産業競争力強化法等の規定に基づき、特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社を設立する。また、全学的な体制を構築し、認定特定研究成果活用支援事業者等と適切に連携しつつ、当該事業者に対する必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を着実に実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>○産業競争力強化法等の施行に伴い、国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に出資可能となったことを受けて、本学の産学共同実用化促進事業の推進を図るため</p>